



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年9月16日（火） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
税務課	不動産・軽油税係	飯田	内線 2368 直通 058-277-3973 FAX 058-271-3711

不正軽油を撲滅！東海四県一斉路上抜取調査について【実施結果】

本日、不正軽油撲滅を図るため、東海四県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）一斉で主要幹線道路等において軽油の路上抜取調査を実施しましたので、当県における実施結果をお知らせします。（※一部の県は熱中症対策により中止）

記

1 実施概要

（1）日程 令和7年9月16日（火）

実施時間	実施場所	採取本数	担当事務所 ・従事人数	管轄警察署 ・従事人数
午前10:00 ～ 11:30	ふわぐんせきがはらちようのがみ 不破郡関ヶ原町野上 国道21号 関ヶ原バイパス (上り)	33本	岐阜県税事務所 (課税第二課)・ 12人	垂井警察署・ 4人
午前10:30 ～ 12:00	ぐじょうしやまとちようまんば 郡上市大和町万場 国道156号 高山方面 (待避所)	17本	東濃県税事務所 (総務課税課)・ 8人	郡上警察署・ 4人
午前10:00 ～ 11:30	ひだしかみおかちようふなつ 飛騨市神岡町船津 国道41号 南進 (チェーン脱着場)	9本	飛騨県税事務所 (総務課税課)・ 6人	飛騨警察署・ 4人

（2）調査方法

警察官が走行中のディーゼル自動車を調査場所に誘導し、県税事務所職員が燃料を採取しました。調査は、他県ナンバーの車両も含めて実施しました。

採取した燃料を分析・調査し、その結果、当該燃料が不正軽油（軽油引取税の脱税を目的として軽油に灯油等を混ぜる等により製造・販売される密造軽油）であることが疑われる場合、さらに追跡して調査します。